

交渉速報

J R貨物労組本部業務部

2022年11月24日

No.9

ドライブレコ設置について 団体交渉で整理する

会社は、輸送障害が発生した際の早期運転再開をはかるため、旅客会社をはじめ鉄道事業者において、ドライブレコーダーを設置し画像を確認することで、迅速な状況確認に一定の効果がみられることから、当社においても導入する考えを示しました。中央本部は団体交渉に全国運転部会にも出席してもらい、ドライブレコーダーの位置付けや取扱いなどの問題点について協議を行ない、整理してきました。団体交渉において確認した主な内容は以下の通りです。

1. ドライブレコーダーの設置目的については以下の通りとし、以下の内容以外には使用しない。
 - (1) 踏切障害事故や鉄道人身事故が発生した際の警察棟の外部機関への情報提供
 - (2) 鉄道施設又は車両の損壊、列車妨害及び災害により、安全や運転に支障を及ぼす事象が発生した際の状況確認及び警察棟外部機関への協力
 - (3) 鉄道運転事故等が発生した際の状況確認
2. ドライブレコーダーは前方のみを撮影する。また、音声の記録は行わない。
3. 安易に設定を変更できないようにする。また、ドライブレコーダー本体においては、電子記憶媒体挿入箇所に封印を施す。
4. ドライブレコーダーは搭載品として扱うものではない。
5. 踏切障害事故や鉄道人身傷害事故、鉄道運転事故等が生じた場合は、現地にて警察等外部機関の要請に基づき録画データを閲覧させる。運転士は警察等外部から「録画データを閲覧したい」旨の要請に基づき運転室に入室させ、録画データを閲覧させる。運転士のみで警察の対応を行なう場合は、現地より自区当直管理者へ報告することを基本とする。ただし、状況により運転士のみで対応したのち、終了点呼時までには報告することも可能とする。
6. 運転士が警察等外部機関に録画データを閲覧させる際は、「ドライブレコーダー連絡票」(機関車に搭載)に必要な事項を記入し、提示用片を発行するとともに、当直控片に相手の所属、氏名の記載欄を設け、相手方に記載を要請する。
7. 事象発生時に録画データを確認する場合があるが、責任追求には利用しない。録画データの閲覧については、当事者と管理者と一緒に状況確認を行なうこととし、その取扱いや管理について社内で徹底していく。
8. 録画データの保存は社内共有フォルダに格納することとし、フォルダのアクセス権限を「支社安全部長」「支社総務部長」までに制限する。
9. 車両別設置個所については、現場の運転士の意見を聞いて設置する。また、使用方法については運転士および検修社員への教育を行なう。
10. 問題が生じた場合は、労使協議を行ない整理する。